

石巻市軽度生活援助訪問型サービス事業実施業務委託仕様書

介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第115条の45第1項第1号に規定する介護予防・日常生活支援総合事業に係る石巻市軽度生活援助訪問型サービス事業（以下「事業」という。）の実施について、石巻市が受託者に委託する事業内容、実施方法等は次のとおりとする。

1 事業の目的

高齢者等が、地域において自立した日常生活を営むことができるよう支援することを目的とする。

2 受託者の資格要件

- (1) 宮城県内に本社又は事業所を置き、法人格を有する公共的団体であること。
- (2) 法人又はその代表者が次の事項に該当しないこと。
 - ア 委託業務を遂行する能力を有しない者
 - イ 法律行為を行う能力を有しない者
 - ウ 破産者で復権を得ない者
 - エ 石巻市暴力団排除条例（平成24年条例第42号）第2条に掲げる暴力団又は暴力団員若しくは暴力団員等に該当する者

3 事業内容

次項に規定する対象者のうち、法第115条の45第1項第1号ニに規定する第1号介護予防支援事業（介護予防ケアマネジメント）により地域包括支援センター等が作成した介護予防サービス・支援計画表等（介護予防ケアプラン）に基づきこの事業を利用する者（以下「利用者」という。）に対し、当該利用者の居宅において、別表に掲げるサービスを提供するものとする。ただし、別表第7項及び第8項に規定するサービスについては、市長と協議の上、受託者の選択によりこれを実施しないことができるものとする。

4 対象者

介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号）第140条の62の4第1号又は第2号に規定する者であって、日常生活の支援を必要とするものとする。

5 実施時間等

- (1) この事業のサービス提供時間は、午前9時から午後4時までとする。ただし、ゴミ出しについては、本市において定められた集積時間に従い、利用者、担当ケアマネジャー等と協議の上、決定するものとする。

(2) この事業のサービスの提供回数は次に定める回数とし、提供時間は1回の訪問につき1時間を限度とする。

ア この事業のサービスののみを利用する場合は、週2回を限度とする。

イ この事業のサービスと訪問介護相当サービス（石巻市訪問介護相当サービスの人員、設備及び運営に関する基準等を定める要綱第2条第1号に規定する訪問介護相当サービスをいう。）を利用する場合は、合わせて週2回を限度とする。

(3) この事業のサービス開始日は、利用者、担当ケアマネジャー等と協議の上、決定するものとする。

6 委託期間

令和2年4月1日から令和3年3月31日までとするが、次に掲げる日を除くものとする。ただし、受託者が対応できる場合は、この限りではない。

(1) 日曜日及び土曜日

(2) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日

(3) 12月29日から翌年1月3日までの日

(4) 市長が必要と認めた日

7 実施地区

市内一円とする。ただし、受託者の事業実施体制等により一部となる場合は、市長と協議するものとする。

8 実績の報告

受託者は、事業を実施したときは、石巻市軽度生活援助訪問型サービス事業実績報告書（様式第1号）にサービス提供の実績の分かる書類を添えて、当該月分をまとめて翌月10日までに提出しなければならない。

9 利用者の負担・委託料の支払

(1) 受託者は、利用者の負担額として、30分当たり100円及びこの事業のサービスの提供の際に生じる実費を、利用者から直接徴収することができるものとする。

(2) 委託料は、利用者毎に実施した上記8の実績について集計し、30分当たり800円を乗じて算出した金額の総額とする。

(3) 受託者は、委託料の請求に当たっては石巻市軽度生活援助訪問型サービス事業請求書（様式第2号）を使用するものとする。

(4) 市長は、前号の請求書及び当該実績が正当であると認めたときは、当該請求書を受理した日から30日以内に支払うものとする。

1 0 遵守事項

- (1) 受託者は、この事業の実施に当たっては、石巻市軽度生活援助訪問型サービス事業実施要綱の関係規定を遵守すること。
- (2) 個人情報の取り扱いに当たっては、石巻市個人情報保護条例（平成17年石巻市条例第15号）、その他個人情報の保護に関する法令等を遵守すること。
- (3) この事業に従事する者(以下「従事者」という。)は、次の要件を全て満たす者であること。
 - ア 受託者において雇用契約又は会員登録されていること。
 - イ 市が定める研修を受講修了していること。ただし、介護福祉士又は介護保険法施行令（平成10年政令第412号）第3条第1項に規定する者は除く。
 - ウ 上記3の事業内容を的確に実施できること。
- (4) 受託者は、従事者に次の事項を遵守させること。
 - ア 常に身分証明書を携帯すること。
 - イ 利用者の人権を尊重させること。

1 1 暴力団等の排除について

- (1) 受託者が、この契約の履行期間中に石巻市入札契約に係る暴力団等排除要綱（平成20年石巻市告示第268号。以下「排除要綱」という。）別表措置要件に該当するときは、契約を解除することができるものとする。
- (2) 受託者は、排除要綱の規定に基づく指名停止措置期間中の者並びに石巻警察署長又は河北警察署長（以下「管轄警察署長」という。）から排除要綱別表措置要件に該当する旨の通報を受けた者を石巻市が発注する建設工事等に係る下請負人（一次及び二次下請以降すべての下請負人及び資材、原材料の購入契約その他契約の相手方を含む。以下同じ。）又は再受託者（再受託以降のすべての再受託者を含む。以下同じ。）としてはならない。
- (3) 受託者は、指名停止措置期間中の者及び管轄警察署長から排除要綱別表措置要件に該当する旨の通報を受けた者を下請負人及び再受託者（以下「下請負人等」という。）としていた場合は、当該下請負人等との契約の解除を求めることがある。
- (4) 受託者は、この契約において、暴力団員及び暴力団関係業者（以下「暴力団員等」という。）による不当要求又は妨害（以下「不当介入」という。）を受けた場合は、断固としてこれを拒否するとともに、不当介入があった時点で速やかに管轄警察署長に通報及び捜査上必要な協力（以下「警察への通報等」という。）を行うこと。
- (5) 受託者は、(4)により警察への通報等を行った場合には、速やかにその内容を記載した文書（石巻市が発注する建設工事等における不当介入マニュアル第2第2号に定める別紙様式（石巻市ホームページに掲載））により建設工事等担当課長に報告すること。
- (6) 受託者は、下請負人等に対しても、(4)及び(5)と同様の措置を指導すること。
- (7) 受託者又は下請負人等が、暴力団員等による不当介入を受けたことにより工程等に遅れが生じる等の被害が生じた場合は、建設工事等担当課長と協議を行うこと。

(8) 市長は、受託者が(4)及び(5)の内容について怠ったことが確認されたときは、指名停止措置を行うものとする。

1 2 その他

本仕様に定めのない事項であっても、業務の遂行上当然行わなければならない事項は、業務内容に含めるものであること。

また、疑義が生じた場合は、本市担当者と協議の上で、対処方法を決定すること。

別表

番号	項目	内容
1	サービス準備等	(1) 健康チェック（安否確認、顔色等のチェック） (2) 環境整備（換気、室温・日当たりの調整等） (3) 相談援助、情報収集・提供 (4) サービスの提供後の記録等
2	掃除	(1) 居室内、トイレ、卓上等の清掃 (2) ゴミ出し・まとめ (3) 準備・後片づけ
3	洗濯	(1) 洗濯機又は手洗いによる洗濯 (2) 洗濯物の乾燥（物干し） (3) 洗濯物の取り入れ及び収納 (4) アイロンがけ
4	ベッドメイク	利用者不在のベッドでのシーツ交換、布団カバーの交換等
5	衣類の整理・被服の補修	(1) 衣類の整理（夏・冬物等の入れ替え等） (2) 被服の簡単な補修（ボタン付け、破れの補修等）
6	配下膳	配膳、後片づけ
7	調理	一般的な調理
8	買物・薬の受け取り	(1) 日常品の買物 (2) 薬の受け取り